

自主的な結果って公表したほうがいいの？

キーワード

土壤汚染、自主調査、土壤調査、土壤汚染対策法、法第14条

ワンポイント解説

土壤汚染の自主調査によって土壤汚染のおそれ認められた場合でも、基本的に調査結果の公表(報告)義務はありません。

ただし自治体によっては報告義務を設けている場合があります。自主調査の報告義務はありませんが、法第14条に基づき報告し、予め区域指定などを実施することで、法第3条の特定施設の廃止や第4条の形質変更の際の届出手続きがスムーズになり、措置に向けたスケジュール管理がしやすくなるといったメリットもあります。